

本号で公布された条例のあらまし

◇職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第1号）

- 1 人事委員会の平成27年10月8日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨を踏まえ、給料表の改定等を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成28年4月1日から施行することとした。

◇公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第2号）

- 1 人事委員会の平成27年10月8日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨を踏まえ、給料表の改定等を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成28年4月1日から施行することとした。

◇知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第3号）

- 1 特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部が改正されたことを考慮し、知事等の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成28年4月1日から施行することとした。

◇教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第4号）

- 1 知事等の期末手当の支給割合との均衡を考慮し、教育長の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成28年4月1日から施行することとした。

◇香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第5号）

- 1 特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部が改正されたことを考慮し、議会の議員の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成28年4月1日から施行することとした。